

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成21年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物	下水汚泥焼却灰を用いた混入アスファルト混合物	下水汚泥焼却灰から製造したアスファルトフィラーを用いたアスファルト混合物	下水汚泥焼却灰を含まない一般のアスファルト混合物	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 ・全国の下水処理場の処理には様々な方法があり、下水汚泥焼却灰の性質が多岐に渡るため、下水汚泥焼却灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しないことの確認が必要。 <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料品質に関する基準が未整備 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
道路用エコスラグ	溶融スラグ混入アスファルト混合物	一般廃棄物や下水汚泥等からの溶融スラグを破砕・分級し、粗骨材および細骨材の一部として用いたアスファルト混合物	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
		都市ごみを溶融処理する際に発生する溶融スラグを道路用アスファルト混合物の骨材の一部として使用した製品であり、通常の道路用アスファルト混合物と同等に使用できる。従来より道路用アスファルト混合物に鉄鋼スラグを利用しており、昭和50年代からはJIS化やアスファルト舗装要綱にも織り込まれている。ごみ溶融スラグをアスファルト混合物の骨材として有効利用する取組みは平成7年より岩手県釜石市、日本舗道、新日本製鐵との共同研究により、数箇所の試験施工および追跡調査を経て平成10年度より実用化に至っている。	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
	溶融スラグ混入路盤材	一般廃棄物や下水汚泥等を溶融炉で処理する際に副産物として生成される溶融スラグを水等によって急冷又は徐冷して固化した骨材を使用した路盤材	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成21年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
道路用エコスラグ	溶融スラグ混入道路用骨材	一般廃棄物や下水汚泥等を溶融炉で処理する際に副産物として生成される溶融スラグを水等によって急冷又は徐冷して固化した道路用骨材	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 QS(C)	E ○本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) ②品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 ③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物	下水汚泥から生成した溶融スラグを骨材として有効利用したアスファルト混合物	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 QS(C)	E ○本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて) ②品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・重交通路線に対する長期耐久性が未確認 ③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制 ・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成 ・鉄分の含有率に起因する景観上の制限 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
再生常温アスファルト混合物	揮発性有機溶剤(VOC)排出量低減型常温アスファルト混合物	現在、道路の小規模補修工事には、多くの常温アスファルト混合物が使用されている。使用される常温アスファルト混合物の多くは、常温では固化しているアスファルトを揮発性有機溶剤(VOC)で液化し、砕石等の骨材と混合して密閉した袋に詰めて提供される。補修現場において開封し、柔らかい状態の材料を敷き均して施工する。その後、2週間から1ヶ月かけて揮発性有機溶剤(VOC)が気化するにつれてアスファルトが硬化していく原理を利用している。今回提案する揮発性有機溶剤(VOC)排出量低減型常温アスファルト混合物は、砕石等の骨材の表面に特殊な方法でアスファルトをコーティングし、揮発性有機溶剤(VOC)のべつつきや臭いがない乾いた状態で提供される。敷きならした材料を加圧することにより、既設アスファルト舗装及び骨材表面のアスファルト同士を圧着させる。通行車両の自然転圧により、時間経過と共に加熱アスファルト混合物並みの強度を発揮する。	天然材料を骨材として使用した常温アスファルト混合物	継続検討 QS(C)	E ○本品目については、統合品目「再生常温アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減量の見通しが不明確。 ・再リサイクル性の確認が必要。 ②品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・長期耐久性が未確認。 ③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート製品	下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート二次製品	下水汚泥焼却灰を混入させたコンクリート二次製品	下水汚泥焼却灰を含まない一般のコンクリート製品	継続検討 QS(C)	E ○本品目については、統合品目「下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート製品」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・全国の下水处理場の処理には様々な方法があり、下水汚泥焼却灰の性質が多岐に渡るため、下水汚泥焼却灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しにくいことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
廃タイヤカーボンを用いたコンクリート用混和材	廃タイヤリサイクルコンクリート添加剤(タイヤカーボン)	使用済みタイヤを発電用燃料として使用し、その焼却残渣から回収された微粉カーボンをコンクリート添加剤として利用する。	コンクリート着色添加剤(黒色)	継続検討 (C)	E ○本品目については、統合品目「廃タイヤカーボンを用いたコンクリート用混和材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減量の見通しが不明確 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成21年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
天然繊維を用いたドレーン材	天然繊維を用いたドレーン材	軟弱地盤の圧密沈下促進工法である鉛直ドレーン工法において、軟弱地盤中に鉛直に打設し、軟弱地盤中の水分の排水を促進するドレーン材に天然繊維製（黄麻の繊維とヤシの実の殻の外皮繊維を撚ったヤシロープ）の材料を用いるものである。また水平排水ドレーン材料として、近年ではサンドマット（地上水平排水砂材）の代替品として水平天然繊維ドレーンが使用されている。	プラスチック（化学繊維）ドレーン	継続検討 E (C)	○本品目については、統合品目「天然繊維を用いたドレーン材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・化学繊維を使用しないことによるエネルギーの削減量の見通しが不明確。 ・最終的に腐食し土と同化することの評価方法の確認が必要。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
生分解性プラスチックを用いたドレーン材	生分解性プラスチックボードドレーン材	植物を原料とした生分解性プラスチックにより、圧密終了後に生分解し無害化する地盤改良工事用のドレーン材である。本品目は、芯材・フィルターともに天然のでんぷん（飼料用とうもろこしでんぷん）や糖類などの植物を原料として作られたポリ乳酸樹脂であり、施工後は土中の微生物のはたらきによって水と二酸化炭素に生分解され無害化し、圧密沈下完了後には自然に還る素材である。ドレーン材としての要求性能である施工性、透水性および引張強度などはこれまでの化学繊維系のもので全く変わらず、その製造過程においての二酸化炭素発生量も少なく、環境に配慮した資材である。	（化学繊維系）プラスチックボードドレーン材	継続検討 E (C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「生分解性プラスチックを用いたドレーン材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・製造段階でのCO2削減が期待されるが、削減量の見通しが不明確。 ②品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
再生材料を用いた化粧型枠	バルブモールド製化粧型枠	段ボール等のリサイクル紙を原材料とし、バルブモールドの製法で製造した土木用化粧型枠	発泡ポリスチレン製化粧型枠	継続検討 E (C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「再生材料を用いた化粧型枠」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・比較対象品と素材が異なり、比較が困難なため ・回収方法、再リサイクルについて十分な検討がなされていないため ②品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・比較対象品と同等の性能が確保されるかの確認が必要 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
天然材料を用いた植生マット・シート	ワラ付植生シート	種子・肥料を装着した紙に、リサイクル資材であるワラコモ、ジュートネットを重ねた緑化資材。巾1mのロール状で、法肩から法尻に転がして展開し、ピンで留めて施工する。施工後、種子・肥料が地面に落ちて発芽し、法面を緑化する。ワラコモは被覆材として非常に有効で、浸食防止効果、保温効果、保水効果を持ち、植物の発芽・生育を保護する。	天然材料を使用しない植生マット・シート	継続検討 E (C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「天然材料を用いた植生マット・シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・運搬段階におけるCO2排出量についての確認が必要 ・麦わらを使用している場合、有害化学物質（残留農薬等）についての確認が必要 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
	ワラ付人工張芝	種子・肥料を装着した紙に、リサイクル資材であるワラコモを重ねた緑化資材。巾1mのロール状で、法肩から法尻に転がして展開し、ピンで留めて施工する。施工後、種子・肥料が地面に落ちて発芽し、法面を緑化する。ワラコモは被覆材として非常に有効で、浸食防止効果、保温効果、保水効果を持ち、植物の発芽・生育を保護する。	天然材料を使用しない植生マット・シート	継続検討 E (C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「天然材料を用いた植生マット・シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・運搬段階におけるCO2排出量についての確認が必要 ・麦わらを使用している場合、有害化学物質（残留農薬等）についての確認が必要 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
	ワラ付人工張芝（分解型）	種子・肥料を装着した紙に、リサイクル資材であるワラコモを重ねた緑化資材。巾1mのロール状で、法肩から法尻に転がして展開し、ピンで留めて施工する。施工後、種子・肥料が地面に落ちて発芽し、法面を緑化する。ワラコモは被覆材として非常に有効で、浸食防止効果、保温効果、保水効果を持ち、植物の発芽・生育を保護する。	天然材料を使用しない植生マット・シート	継続検討 E (C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「天然材料を用いた植生マット・シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・運搬段階におけるCO2排出量についての確認が必要 ・麦わらを使用している場合、有害化学物質（残留農薬等）についての確認が必要 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成21年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
バイオプラスチックを用いた植生マット・シート	バイオマス(植物)を原料とする合成繊維を用いた植生マット・シート	バイオマス(植物)を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を用いた植生マット・シートである。	天然材料を使用しない植生マット・シート	継続検討QC	○本品目については、統合品目「バイオマスプラスチックを用いた植生マット・シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ・植生マット・シートについての統一的な基準がないため ②比較対象品と比べてコストが高いと考えられる。
廃棄物を利用した軽量土工材料	人工軽量骨材	主原料の膨張性頁岩に産業廃棄物(汚泥、燃え殻)を混合し、造粒後1,150℃で焼成・発泡させたりサイクル型人工軽量骨材。各種サイズがあり、覆蓋の上部利用においては排水層、土壌改良材、マルチング材、管理道路の路床に利用できる。また、締め固め性も良好なので擁壁の裏込め、軽量盛土材にも適している	廃棄物を用いない一般の軽量土工材料	継続検討E QS(C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「廃棄物を利用した軽量土工材料」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減の見通しが不明確 ・再リサイクル性の確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出しないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
石炭灰気泡混合軽量土	石炭灰を使用した気泡混合軽量土	気泡混合軽量土は通常、原料土(砂)とセメント、水及び気泡を混合し、軽量化されたセメント固化体であり、日本道路公団の高速道路建設等で多数の実績がある。 この原料土として使用される砂の全量を石炭火力発電所から発生するフライアッシュに置き換えたものが「石炭灰を使用した気泡混合軽量土」であり、従来の砂を原材料とした気泡混合軽量土と同等以上の品質と施工性を有し、土圧軽減や盛土荷重低減を目的に道路擁壁、橋台背面の裏込め材、急傾斜地盛土などの構造物や狭小部の充填材として使用するものである。	天然砂(海砂、山砂)または砕砂を用いた気泡混合軽量土	継続検討E Q(C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「石炭灰気泡混合軽量土」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出しないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
石炭灰を用いた地盤材料	石炭灰を利用した地盤材料	石炭火力発電所で副産される石炭灰に水とセメントなどを特殊混合装置を用いて混合・製造することにより、通常の土質材料に対して軽量かつ同等の強度・物理特性および施工性を有し、盛土、構造物の裏込めや埋戻し、河川築堤、土地造成、路床・路盤などの用途に使用するものである。	天然土、天然砂(海砂、山砂)	継続検討E Q(C)	○本品目については、統合品目「石炭灰を用いた地盤材料」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出しないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
建設混合廃棄物残さを再生した処理土	建設混合廃棄物残さを再生利用した再生砂(エコサンド)	建設廃棄物(混合廃棄物を含む)を選別、中間処理され、残った土砂系残さを粉砕機にかけ、さらに、分級、篩機等の工程を経て砂状にし、その砂状にしたものをセメント系の造粒材と混練後、粒度調整をし、盛土材、埋め戻し材等に使用できるようにした再生砂	天然砂(山砂、海砂等)	継続検討E QS(C)	○本品目については、統合品目「建設混合廃棄物残さを再生した処理土」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・固化する際のセメント投入によるCO2排出量の増加が懸念される。 ・廃棄物削減の見通しが不明確。 ・再リサイクル性の確認が必要。 ・建設混合廃棄物には様々な性状のものが含まれる為、使用段階における有害物質に関する懸念が残る。 ②品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成21年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
ペーパースラッジを用いた土質改良材	FTマッドクリアー工法	製紙工場から排出されるPS灰を再焼成、混合、造粒、粒度調整、乾燥等の処理を施すことで製造した泥土改良材を用いて、軟弱な建設発生土（泥土）を瞬時に改良し、建設工事への転用を可能とする工法である。本工法の特徴は、以下のとおり。1)吸水効果を主体とする改良である。2)養生時間なしに、瞬時に泥土を改良させ、改良土を建設工事に転用できる。3)粘性土、砂質土、腐植土等すべての土質に対応可能である。4)改良土は、中性域であり、周辺の生態系（動、植物）にやさしい改良である。5)改良土は、繰り返し利用できる。6)第4種の改良状態（qc=200KN/m2）からそれ以上の強度を発揮させる場合、少ない追加で達成することができる。7)改良に際しては専用攪拌装置があるがバックホー攪拌でも対応できる（セメント系固化と比較して攪拌ムラが少ない）。H18年度地盤工学会 地盤環境賞受賞。	セメント系固化材、石灰系固化材、高分子改良剤	継続検討 Q(C)	○本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減量の見通しが不明確 ・再リサイクル性の確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出ししないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	カタツムリ工法	池、湖沼、河川建築現場から排出される泥土、軟弱土、残土の有効利用をめざし、また世界的リサイクルプランのなかでの建設残土、浚渫汚泥の有効利用することにより、埋め立て最終処分場の寿命をのばせることができます。またこの工法に使用する材料（ペーパースラッジ灰、石灰灰、廃石膏、高炉スラグ微粉末等が主成分）そのものがリサイクル製品であります。	セメント系固化材、石灰系固化材、高分子改良剤	継続検討 Q(C)	○本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減量の見通しが不明確 ・再リサイクル性の確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出ししないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	マッドクリーン	マッドクリーンは、ペーパースラッジ（製紙焼却灰）に固化作用を促進する数種の天然鉱物を配合した（特許技術）中性土壌固化材です。含水汚泥や不良土に混合攪拌すると急速に水分を吸収し、水和反応およびボロン反応によりエトリンガイトが生成され、団粒化を促進します。これにより建設汚泥や浚渫汚泥等の不良土を透水性に優れた泥濘しない良質土に変換することができます。またこのことにより地盤に強度を与えることもできます。また、環境や人体に対して有害な物質は一切含まずpHも中性なので、環境負荷を増大させることもありません。	セメント系固化材、石灰系固化材、高分子改良剤	継続検討 Q(C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減量の見通しが不明確 ・再リサイクル性の確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出ししないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
	M1ロック	M1ロックは、ペーパースラッジ（製紙焼却灰）とリサイクル石膏（二水石膏）並びに高炉スラグ微粉末（JIS規格品）等の再生資源を60%程度使用したセメント系固化材です。本固化材は再生資源と普通ポルトランドセメンを最適な配合比率にすることで比較対象品と同程度の品質を有する。また使用段階における有害物質の溶出は、「土壌環境基準」の基準値内に適合した製品である。	セメント系固化材、石灰系固化材、高分子改良剤	継続検討 Q(C)	○本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・廃棄物削減量の見通しが不明確 ・再リサイクル性の確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出ししないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
クリンカアッシュを用いた舗装用ブロック（非焼成）	クリンカアッシュを用いたインターロッキングブロック	通常のインターロッキングブロックに使用される細骨材（海砂、山砂）の全量を石炭火力発電所からの副産物であるクリンカアッシュで代替した舗装ブロックであり、吸水機能や保水機能等に優れている。	天然材料を利用した舗装用ブロック	継続検討 Q(C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「クリンカアッシュを用いた舗装用ブロック（非焼成）」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・石灰灰の有効利用率や他の用途を勘案した天然砂使用量の削減効果が確認できないため ②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成21年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
建設汚泥再生路盤材	ポリナイト	建設汚泥を高度安定処理し、所定時間常温で養生、破砕機と篩機により所定の粒度に加工し、道路下層路盤材、駐車場やグラウンドの基盤材、地盤改良用サンドコンパクションパイル材等として使用実績がある。 本技術では建設工事から排出される建設汚泥の10～30%再生できる。 再生後は再泥化することがなく、軽量、高強度で吸水性および保水性がある。	採取した天然のクラッシュラン及び再生クラッシュラン	継続検討 S(C)	○本品目については、統合品目「建設汚泥再生路盤材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・製造段階におけるCO2排出量についての確認が必要 ・使用段階において有害物質が長期的に溶出ししないことの確認が必要。 ②特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
畳	エコ畳「再生材料を使用した稲わら畳及び稲わらサンドイッチ畳」	「建設リサイクル法」に則り、廃棄物(古畳)を抑制するために、使用済みの古畳を回収し、解体・分別及び加熱処理し再資源化した稲わら畳と、稲わらと環境負荷の少ない発泡プラスチック保温板を組み合わせた畳。 エコマーク認定品。	国土交通省建築工事共通仕様書に定める「畳」。	継続検討 QS(C)	○本品目については、統合品目「畳(たたみ)」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・提案品目自体の再リサイクル性の確認が必要 ②JIS、JAS等の公的規準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ③古畳の回収体制が不明確なため、安定して供給が可能か、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
再生プラスチックを利用した建材	再生プラスチック(PP)製デッキ材	廃プラスチックのうち、主にPP(ポリプロピレン)・PE(ポリエチレン)を主材料として再生したデッキ材。廃プラスチックを破砕しブレンド・計量の上熱溶融し押出成型したもの。屋外のデッキ材等で使用。除却の際にもリサイクルが可能な循環型商品。	樹脂製(プラスチック)デッキ材	継続検討 (C)	○本品目については、統合品目「再生プラスチックを利用した建材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①提案品目を製造できるメーカー等の存在が不明なため、全国的に普及が可能か不確実性が残ると考えられる。また、使用の場が限定されるため、国等の調達見込み量について継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
木材	製材	わが国は、60年余にわたり営々と森林資源の整備に努力しておかげで、緑豊かな国土の建設をたし、木材資源の充実を実現した。しかし、その木材資源が必ずしも有効に利用されていない現実がある。木材は自然素材として環境・健康にフレンドリーで、建築資材としては、材料比重量たり強度のコストが最も安価で、材料製造における熱効率のいい素材である。木材の有効活用が温暖化防止に大きな効果があることは、京都議定書の認めるところである。	天然林の非計画的伐採材	継続検討 (C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「製材等」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①供給体制が十分か継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい
園芸資材	再生材料を使用した軽量土壌	当資材は、軽量発泡コンクリートボード(ALC)、街路樹剪定枝、野菜くずを主要成分として用いたリサイクル軽量土壌で、主に屋上など人工地盤上の緑化基盤材として利用されるものである。 地球規模での温暖化が問題視され、国としての対策が急がれる中、軽量土壌の需要は数十万㎡と試算されるが、その多くが珪藻土や軽石、パーライトなどの天然資源を利用したものであり、原料採掘に伴い環境破壊が生じている。当リサイクル軽量土壌を用いることで、ヒートアイランド現象緩和の為の目的物としての「屋上緑化」において他地域での自然破壊など自然環境に負荷を掛けしてしまうという矛盾を解消する事が可能となる。	天然資源を母材とする軽量土壌	継続検討 (C)	○平成20年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「園芸資材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい
変圧器	省エネルギー型変圧器	変圧器は既にグリーン購入法の対象となっているが、その「判断の基準」は、省エネ法のトップランナー基準と同一内容である。2005年4月に当該トップランナー基準がJIS化され、油入変圧器、モールド変圧器いずれもトップランナー基準を満たさないものは実質的に製造販売できなくなっている。即ち、グリーン購入法の「判断の基準」は、現在、市場の一般標準レベル(事実上の最低レベル)に過ぎない。一方、市場では既に主要メーカーが、トップランナー基準を大幅に上回る効率を持つ新しい「省エネルギー型」の変圧器の一群を登場させており、これらが変圧器の省エネ化をリードしている。よって、官が民に率先して省エネ化をリードする製品を調達するというグリーン購入法の趣旨に沿って、変圧器の「判断の基準」を、これらの「省エネルギー型変圧器」を対象とする内容に改めるよう提案します。	トップランナー標準変圧器(現行のトップランナー基準を最低標準レベルで満足している変圧器。)	継続検討 (C)	○本品目については、統合品目「変圧器」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①通常品との比較において、判断の基準を設定することが難しいと判断しました。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成21年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
空調用機器	水和物スラリー蓄熱空調システム	水和物スラリー蓄熱空調システムは空調温度域5～9℃において潜熱を蓄えられる蓄熱蓄熱材(水和物スラリー)を用いた蓄熱空調設備である。水和物は冷水の2倍程度の熱密度を有するので、水と比べて蓄熱量の増大化が可能である。また、水と異なり流動性に優れているため、水と同様に空調機器に直接搬送することも可能である。	蓄熱方式を有しない(非蓄熱)空調システム(セントラルシステム)	継続検討 Q(C)	○本品目については、統合品目「空調用機器」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 システムの導入実績が少ないことから、実際の運転状況下における品質の確認数も少ない状況です。今後、導入実績を増やし、品質の確認数を増やす必要があります。 また、比較対象品の設定について再検討の必要があります。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
人工土壌	エコ黒土アクレレ	エコ黒土アクレレは、浄水場発生土(上水道汚泥)を改良した植栽用客土材です。	黒土	継続検討 S (C)	○本品目については、統合品目「人工土壌」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①供給できる地域が限定されているため、今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
建具	アルミ断熱サッシ	窓の断熱性能を上げ一層の省エネ、CO2の発生削減を図るためには複層ガラスのみならず、フレーム断熱化が必須である。フレームは窓面積の20～30%を占めており、この部分にエネルギーロスの対策(断熱化)を施すことにより、はじめてその効果が窓全体に及ぶからである。このフレームに関する断熱化技術は、窓先進国といわれるヨーロッパでは一般に広く知られており、断熱性能値(U値)の表示、断熱材としての評価(強度など)も手法が確立されている。そのため、この技法は近年、南ヨーロッパ、中国、アメリカ大陸でも広まり始め世界的な潮流となっていることから、ここ日本においてもその効果は大いに期待できるものである。	非断熱アルミサッシ	継続検討 QS(C)	○本品目については、統合品目「建具」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①風の応力等で繰り返し振動を受ける場合の耐久性など、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ②特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
再生骨材Mを用いたコンクリート	再生骨材コンクリート	解体コンクリートを原材料とする再生骨材を用いた「再生粗骨材コンクリートまたは再生細・粗骨材コンクリート」を市中の生コン工場で製造・供給し、一般建設工事の場所打ち杭および基礎等の地下躯体に適用する。なお、本材料に用いる再生骨材は中品質(Mクラス)のもので、吸水率4%ないし5%以下を管理許容値としている。また、当該コンクリートは、杭については首都圏の4工場につき、地下躯体については首都圏の2工場につき、建築基準法37条第2項に基づいた国土交通大臣認定の一般認定を取得している。	天然骨材を用いたコンクリート	継続検討 S (C)	○本品目については、統合品目「再生骨材Mを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①供給地域及び使用範囲が限定されているため、今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
建築用防水材	高反射率防水シート	・太陽光(特に高いエネルギー量を占める近赤外域)を効率的に反射して、太陽熱によるシート表面(屋上表面)の温度の上昇を抑制することを可能にした、合成高分子材を主原料とした建築用高反射率防水シート。	既存の合成高分子ルーフィング	継続検討 (C)	○本品目については、統合品目「高反射率防水シート」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。